

利根町告示第 99 号

令和 6 年第 4 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 11 月 22 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 令和 6 年 12 月 2 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和 6 年第 4 回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 2	月	本 会 議	開会 提出議案説明 報告第 7 号・報告第 8 号，議案第 63 号～議案第 84 号 委員長報告・質疑・討論・採決 請願第 2 号 厚生文教常任委員会付託 請願第 3 号・請願第 4 号	午前 10 時
2	12. 3	火	休 会	議案調査	
3	12. 4	水	本 会 議	一般質問（2 人）	午前 10 時
				一般質問（2 人）	午後 1 時 30 分
4	12. 5	木	本 会 議	一般質問（2 人）	午前 10 時
				一般質問（2 人）	午後 1 時 30 分
5	12. 6	金	委 員 会	厚生文教常任委員会（請願第 3 号・請願第 4 号審査）	午前 10 時
6	12. 7	土	休 会	議案調査	
7	12. 8	日	休 会	議案調査	
8	12. 9	月	休 会	議案調査	
9	12. 10	火	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第 63 号～議案第 84 号 委員長報告・質疑・討論・採決 請願第 3 号・請願第 4 号 議員提出議案第 2 号・議員提出議案第 3 号 議員派遣の件 閉会	午前 10 時

令和 6 年第 4 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

令和 6 年 1 2 月 2 日 午前 1 0 時開会

1. 出席議員

1 番	山 崎 敬 子 君	7 番	船 川 京 子 君
2 番	本 谷 孝 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	佐 藤 眞 一 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	峯 山 典 明 君	1 0 番	山 崎 誠一郎 君
6 番	新 井 邦 弘 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木 喜 章 君
教 育	長	海老澤 勤 君
総 務 課	長	中 村 寛 之 君
政 策 企 画 課	長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課	長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀 谷 英 一 君
税 務 課	長	鈴 木 壮 君
住 民 課	長	大 津 聖 二 君
福 祉 課	長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課	長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所	長	勝 村 健 君
生 活 環 境 課	長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長		松 本 浩 睦 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長		飯 島 弘 君
建 設 課	長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清 水 敬 子 君
会 計 課	長	本 谷 幸 洋 君
学 校 教 育 課	長	大 越 聖 之 君
生 涯 学 習 課	長	古 山 栄 一 君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 会議録署名議員

4 番	峯 山 典 明 君
6 番	新 井 邦 弘 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和6年12月2日（月曜日）

午前10時開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の件 |
| 日程第3 | 報告第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第4 | 報告第8号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第5 | 議案第63号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について |
| 日程第6 | 議案第64号 利根町総合教育センター条例 |
| 日程第7 | 議案第65号 利根町健康増進等複合施設条例 |
| 日程第8 | 議案第66号 利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第68号 利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第69号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第12 | 議案第70号 令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第71号 令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第72号 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第73号 令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |

日程第16	議案第74号	令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第75号	利根町教育委員会委員の任命について
日程第18	議案第76号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第19	議案第77号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第20	議案第78号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第21	議案第79号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第22	議案第80号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第23	議案第81号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第24	議案第82号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第25	議案第83号	利根町農業委員会委員の任命について
日程第26	議案第84号	茨城租税債権管理機構規約の変更について
日程第27	請願第2号	利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願
日程第28	請願第3号	脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
日程第29	請願第4号	利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書採択を求める請願
日程第30	休会の件	

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の件
日程第3	報告第7号
日程第4	報告第8号
日程第5	議案第63号
日程第6	議案第64号
日程第7	議案第65号
日程第8	議案第66号
日程第9	議案第67号
日程第10	議案第68号
日程第11	議案第69号
日程第12	議案第70号
日程第13	議案第71号
日程第14	議案第72号
日程第15	議案第73号
日程第16	議案第74号

日程第17 議案第75号
日程第18 議案第76号
日程第19 議案第77号
日程第20 議案第78号
日程第21 議案第79号
日程第22 議案第80号
日程第23 議案第81号
日程第24 議案第82号
日程第25 議案第83号
日程第26 議案第84号
日程第27 請願第2号
日程第28 請願第3号
日程第29 請願第4号
日程第30 休会の件

午前10時00分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和6年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

請願2件のほか、陳情3件を受け付けております。また、監査委員より令和6年8月分から令和6年10月分の現金出納検査の結果報告がありました。

次に、閉会中において、会議規則第127条の規定により、3件の議員派遣を行いました。それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

4番 峯山典明 議員

6番 新井邦弘 議員

を指名いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は，本日から12月10日までの通算9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，会期の内訳は，タブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり，行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和6年第4回利根町議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様には御出席を賜り，誠にありがとうございます。

さて，今年度は町制施行70周年ということで各種記念行事を実施しているところですが，先月3日の利根地場産業推進協議会主催の地場産業フェスティバルでは，70周年にちなんだ様々な催しが行われておりました。今年は37店舗の出展に加え，縁日ブースやふわふわドーム，野菜詰め放題，福餅まき，ピエロパフォーマンスによるバルーンアートなど，子供から大人まで楽しめる内容盛りだくさんのイベントに，町内外から多くの方にお越しいただきました。また，利根町観光協会による大ジャンケン大会では，町制70周年を記念して用意された70キロの玄米獲得を目指し，熱い戦いが繰り広げられていました。町の特産品や野菜を知っていただくことで，農業，商工業のPRとなったのではないかと思います。

また，土日及び翌4日に開催された文化祭では，芸能部門で13団体，芸術部門で25団体が参加され，合唱や舞踊などの披露や，絵画や手芸などの様々な作品の展示が行われておりました。私も拝見いたしましたが，すばらしい文化や芸術に触れ，来場された方々は芸術の秋を満喫しておりました。

それでは，提出議案の総括説明に先立ちまして，町政等の一端を申し上げます。

10月12日から14日の3日間で開催された茨城御当地グルメの頂点を決めるシン・いばらきメシ選挙2024に，町内にあります鯛焼き屋Greenさんと手作り天心の店Syn358.さんが出品されました。鯛焼き屋Greenさんの鯛パフェは元乃木坂46の秋元真夏さんから特別賞を受賞され，手作り天心の店Syn358.さんのぎゅっと肉々しい秋のしゅんまいは大食いタレントのますぶちさちよさんから一般料理部門のグルメの中で最もおいしいとの高評価をいただきました。町といたしましても，このような大きなイベントで高い評価をいただいたこと，大変うれしく思っております。役場庁舎内の行政棟2階と議会棟2階をつなぐ通路には横断幕が提示されておりますので，ぜひ御覧いただければと思

います。

次に、こちらも70周年記念事業の一つとして、例年よりパワーアップした内容で開催いたしました第50回利根町民運動会ですが、阿見町に部屋を構える二所ノ関部屋の力士の皆様にも競技に参加していただきました。元横綱稀勢の里二所ノ関親方の姿もあり、会場はにぎわいを見せておりました。町民総スポーツ祭として幅広い年齢層の方に御参加いただき、大変盛り上がった一日となりました。

次に、10月26日に開催しました秋のコンサート「海援隊トーク&ライブ2024 I N利根」ですが、こちらも70周年記念事業ということで今年は開催をしております。心温まる楽曲やトークに、御来場いただいた皆様にはすてきな時間を過ごしていただけたのではないかと考えております。

次に、先月9日に開催しました町政懇談会ですが、こちらは、町民の方々との対話を大切にし、その声を町政に反映させる対話型行政を推進することを目的としております。今回参加された方々から貴重な御意見もいただきました。当日の様子はYouTubeでも配信しておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

次に、先月16日に開催いたしました町制施行70周年記念事業「町民カラオケ大会」ですが、小学生から80歳までの42名の方々に御参加いただきました。当日は、合唱される方の応援や観覧にも多くの方にお越しいたいただき、大変御好評をいただきました。もともとは町民の元気を幅広い年齢層の方が楽しめるカラオケでPRしたいという、町制70周年を記念した町民等提案型事業として町民の方より提案があり採用され、開催したものでございます。当日の盛り上がっている様子は町の元気を表しているようで、大変うれしく感じております。

続きまして、来年1月1日に迎える町制施行70周年を記念しまして、1月19日に開催いたします町制施行70周年記念式典についてです。70周年を迎えるに当たり、町制に功労等のあった個人、団体のその功績をたたえる表彰を、式典内で行います。式典の参加につきましては、これから発行になる「広報とね」12月号に掲載をしておりますので、そちらを御覧いただき、御参加いただきたく思います。

次に、10月に開催を予定しており延期となっております防災訓練及び防災フェスティバルについてですが、来年2月2日日曜日に開催することが決定いたしました。防災訓練では自主防災組織による安否確認訓練、炊き出し訓練など、地区の実情に合った訓練を行っていただき、町においては避難所開設、給水活動、消防団等による町内巡回訓練などを行う予定で調整をしております。防災訓練実施後には災害協定締結式に御協力いただき、防災啓発を目的とした展示や陸上自衛隊による炊き出しと車両展示、消防、警察による車両の展示を行っていただく防災フェスティバルの開催を予定しております。災害時には自助・共助・公助の連携が重要となることから、ぜひ皆様御参加いただきたいと考えております。

続きまして、総合振興計画策定の進捗状況についてですが、現在、基本構想及び後期基本計画の素案につきましてパブリックコメントを実施しておりまして、住民説明会を12月14日と20日に予定しております。パブリックコメント及び住民説明会の実施後は、町民の皆様から提出された御意見を基に審議会で御審議いただきまして、来年3月の第1回議会定例会に基本構想を提出する予定でございます。

次に、地域公共交通計画の進捗状況ですが、現在、地域公共交通計画の素案につきましてパブリックコメントを実施しております。パブリックコメント実施後は、町民の皆様から提出された意見を基に最終案をまとめまして、協議会へは来年1月に報告させていただき、2月に最終的な御承認をいただきまして、来年3月の完成を予定しております。

以上、これまでの主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、新規条例制定や条例改正、補正予算など24件の案件について御審議をお願いするものでございます。

報告第7号は利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告第8号は利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により専決処分したもので、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第63号は令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第64号は利根町総合教育センター条例で、町教職員の資質向上及び教育問題に対する支援を行う場として、旧文間小学校跡地に利根町総合教育センターを設置するに当たり、条例を制定したいので、提案するものでございます。

議案第65号は利根町健康増進等複合施設条例で、旧文小学校の跡地を利用して設置する利根町健康増進等複合施設において、町民の健康づくり及び福祉の推進並びに町民交流の促進を図り、町民の自主的な生涯学習活動及び社会貢献活動を支援するために施設の設置及び管理について制定したいので、提案するものでございます。

議案第66号は利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例で、地域福祉基金の効果的運用を図ることを目的に、果実運用型基金から取崩し型基金に改めたいので、提案するものでございます。

議案第67号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、国民健康保険制度の安定的な運営のため、国で進めている将来的な県内の保険料水準の統一に向け、国民健康保険財政の収支状況を考慮し、段階的な保険税率及び保険税額の見直しを図るため、提案するものでございます。

議案第68号は利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例で，災害の頻発，激甚化による消防団員の負担の増加等を踏まえ，総務省消防庁が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき，消防団員の処遇改善を図るため，提案するものでございます。

議案第69号は令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号）で，歳入歳出予算それぞれ8,361万1,000円を追加し，総額を81億3,714万1,000円とするもので，歳入歳出予算，債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

議案第70号は令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で，事業勘定の歳入歳出それぞれ44万9,000円を減額し，総額を19億6,724万1,000円とし，直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ43万2,000円を追加し，総額を1億4,025万9,000円とするもので，歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

議案第71号は令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で，債務負担行為について設定するものでございます。

議案第72号は令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で，歳入歳出それぞれ7,894万円を追加し，総額を18億4,898万4,000円とするもので，歳入歳出予算の補正及び債務負担行為について設定するものでございます。

議案第73号は令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で，歳入歳出それぞれ1,201万7,000円を追加し，総額を7億9,005万9,000円とするもので，歳入歳出予算の補正及び債務負担行為について設定するものでございます。

議案第74号は令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第2号）で，収益的収入及び支出について下水道事業収益を55万1,000円減の6億6,424万2,000円とし，下水道事業費用を55万1,000円減の7億256万6,000円とするものでございます。また，債務負担行為について設定するものでございます。

議案第75号は利根町教育委員会委員の任命についてで，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により，議会の同意を得るため，提案するものでございます。

議案第76号から議案第83号までは利根町農業委員会委員の任命についてで，農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により，議会の同意を得るため，提案するものでございます。

議案第84号は茨城租税債権管理機構規約の変更についてで，地方自治法第286条第1項の規定に基づき，茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することについて協議を求められたので，同法第290条の規定により，議会の議決を求めるものでございます。

以上，提出議案の概要について御説明を申し上げましたが，詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので，お手元の議案書により御審議の上，何とぞ適切な御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大越勇一君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第3，報告第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第4，報告第8号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についての2件について報告を求めます。

松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 報告第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明いたします。

こちらは，地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により，専決処分書のとおり令和6年11月12日付で専決処分をいたしましたので，同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは，参考資料1をお願いいたします。

今回の改正理由は，児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の改正に伴い，引用法令等の整理を行う必要があるため，改正したものでございます。

次に，改正の内容について御説明いたします。

参考資料2の新旧対照表にて御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第5条第1項第2号は，今回特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令が改正されましたが，重度心身障害者等の所得制限を算出する際には今までのとおり，改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令を使用するという改正でございます。

次に，次の2ページの第2項も同様に，改正された施行令を使用せずに旧の施行令を使用するという改正でございます。

次に，附則といたしまして，この条例は，公布の日から施行し，改正後の利根町医療福祉費支給に関する条例の規定は，令和6年8月1日から適用するものでございます。

報告第7号の補足説明は以上でございます。

続きまして，報告第8号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明いたします。

こちら，地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により，専決処分書のとおり令和6年11月6日付で専決処分をいたしましたので，同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは，参考資料1をお願いいたします。

今回の改正理由は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴う国民健康保険法の改正により，利根町国民健康保険条例の当該改正箇所の引用条項を改正したものでございます。

次に、改正の内容について御説明いたします。

参考資料 2 の新旧対照表にて御説明いたします。

第15条の罰則規定の改正になります。引用しております国民健康保険法の項が削除されたことにより「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項は施行期日といたしまして、この条例は、令和6年12月2日から施行する。第2項は経過措置といたしまして、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされている場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

報告第8号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第5，議案第63号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について補足説明を求めます。

中村総務課長。

〔総務課長中村寛之君登壇〕

○総務課長（中村寛之君） 議案第63号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入歳出ともに令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に伴うもので、衆議院解散により補正予算措置を早急に行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに承認を求めるため、提案するものでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金，項3県委託金，目1総務費県委託金は、衆議院議員選挙委託金で1,133万8,000円、衆議院議員総選挙の実施に関わる県委託金です。今補正の歳出につきましては、全て当該選挙に関わる経費で、全額委託金の対象となります。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費，項4選挙費，目2衆議院議員総選挙費1,133万8,000円で、内訳につきまし

ては、従前の国政選挙とほぼ同じ内容となっております。

報酬76万7,000円は、選挙執行に伴う選挙管理委員4名分の報酬と投票所投票管理者13名分及び投票所投票立会人26名分等の報酬になります。

職員手当等、時間外勤務手当491万4,000円は、担当職員及び投票開票に携わる管理職以外の職員分になります。

報償費は、ポスター掲示場等借用謝礼で1万3,000円、管理職職員における投開票事務従事謝礼で111万2,000円となります。

需用費、消耗品費25万円は選挙啓発用懸垂幕及び横断幕、投開票所用消耗品購入代として、修繕費29万9,000円は計数機、投票用紙自動交付機等の点検整備になります。印刷製本費2万円は、氏名等掲示の印刷代、役務費、通信運搬費は、入場券郵送料などで74万9,000円となります。

委託料になりますが、まずポスター掲示板作成委託84か所分で152万5,000円、電算投入業務委託は89万8,000円、こちらは入場券作成や選挙人名簿抄本作成などの内容になります。次に、開票集計システム業務委託で38万9,000円、内容は開票集計システムの準備登録作業、付票作成作業、従事者説明作業などとなっております。選挙公報新聞折込業務委託11万3,000円は、小選挙区、比例代表、国民審査それぞれ4,400部の新聞折込委託料になります。投票用紙読取分類機設定業務委託は8万8,000円、分類機の設定、各種設定、検証作業等になります。開票集計システム改修業務委託13万2,000円は、システムのバージョンアップに係る改修作業費用となります。

9ページをお願いします。

使用料及び賃借料6万9,000円は、投票用紙及び投票箱送致時の車借上料2万6,000円、公共施設以外8投票所の投票所借上料4万円、投票速報用携帯電話借上料3,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第63号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第6、議案第64号 利根町総合教育センター条例から日程第10、議案第68号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第64号について、丹指導課長。

〔指導課長丹 晴幸君登壇〕

○指導課長（丹 晴幸君） 議案第64号 利根町総合教育センター条例の制定に係る意見の申出について補足して御説明申し上げます。

まず、3ページ目の提案理由でございますが、町教職員の資質向上及び教育問題に対する支援を行う場として、旧文間小学校跡地に利根町総合教育センターを設置するに当たり、条例を制定したいので、提案するものでございます。

最初のページに戻っていただきまして、条例の概要について御説明いたします。

第1条は、設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、本町における教育の充実及び振興を図るため、総合教育センターを設置する旨を定めております。

第2条は、名称及び位置について規定しております。

第3条では教育センターの事業を規定しており、第1号は教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること、第2号は教育関係職員の研修に関すること、第3号は教育に関する資料の収集及び提供に関すること、第4号は保護者及び児童生徒の教育相談に関すること、第5号は特別支援教育の相談に関すること、第6号は不登校児童生徒の支援に関すること、第7号は学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に関すること、第8号は前各号に掲げるもののほか、教育センターの事業として利根町教育委員会が認める事業でございます。

第4条は、職員について規定しております。

第5条は、委任について施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるとしております。

なお、規則（案）ですが、こちらは参考資料として添付をしております。

附則としまして、令和7年4月1日から施行するものとしております。

次のページにまたがりまして、第2項では利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の別表に、利根町総合教育センター条例を加えることとしております。

また、議案第64号の参考資料として添付いたしました利根町総合教育センター管理運営規則（案）について御説明申し上げます。

第1条は趣旨について、第2条は所長の職務について、規定しております。

第3条は、開館時間について規定しており、午前9時から午後4時30分までとしております。

第4条は、休館日について規定しており、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まででございます。

第5条は、庶務について指導課において処理する旨を定めてございます。

また、第6条は、委任について規定しております。

附則としまして、この規則は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第65号について、勝村保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長勝村 健君登壇〕

○保健福祉センター所長（勝村 健君） それでは、議案第65号 利根町健康増進等複合施設条例について補足して御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、旧文小学校の跡地を利用して設置する利根町健康増進等複合施設において、町民の健康づくり及び福祉の推進並びに町民交流の促進を図り、町民の自主的な生涯学習活動及び社会貢献活動を支援するために、施設の設置及び管理について制定したいので、提案するものでございます。

それでは、条例の概要につきまして御説明いたします。

第1条は、設置について規定しております。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、利根町健康増進等複合施設を設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置について規定しております。

第3条は、事業について規定しております。複合施設は、第1号から第8号までに掲げられた事業を行うものでございます。

第4条は、施設について規定しております。複合施設の施設は、第1号から第8号までに掲げられた施設とするものでございます。

第5条は、職員について規定しております。

第6条は、利用の申請及び許可について規定しております。施設等を利用しようとする者、許可事項を変更しようとする者は、町長の許可を受けなければならないことなどを定めております。

第7条は、利用の制限について規定しております。第1号から第3号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないとしております。

第8条は、利用許可の取消し等について規定しております。第1号から第4号のいずれかに該当するとき、利用を停止し、または取り消すことができるとしております。

第9条は、権利譲渡等の禁止について規定しております。

第10条は、物品の販売について規定しております。

第11条は、指定管理者による管理について規定しております。複合施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができることなどを定めております。

第12条は、指定管理者が行う業務について規定しております。第1号から第3号に掲げる業務を行うものとしております。

第13条は、指定管理者の指定の申請について規定しております。指定管理者の指定を受けようとする者は、第1号及び第2号に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならないとしております。

第14条は、指定管理者の指定等について規定しております。指定管理者の申請があったときは、第1号から第3号に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することなどを定めております。

第15条は、事業報告書の作成及び提出について規定しております。指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、第1号から第4号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならないとしております。

第16条は、業務報告の聴取等について規定しております。複合施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、報告を求め、調査、指示をすることができるとしております。

第17条は、指定管理者の取消し等について規定しております。指定管理者が第16条の指示に従わないときや複合施設の管理を継続することができないと認めるときは、指定を取り消すことができることなどを定めております。

第18条は、原状回復の義務について規定しております。第1項では、利用者は施設等の利用を終了したときなどは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならないとしております。第2項では、指定管理者は指定の期間が満了したときなどは、施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならないとしております。第3項では、利用者または指定管理者が前2項に規定する義務を履行しないことについて、定めております。

第19条は、損害賠償の義務について規定しております。利用者及び指定管理者が、施設等を損傷または滅失したときは、原状回復または相当額を賠償しなければならないとしております。

第20条は、秘密保持の義務について規定しております。指定管理者または複合施設の業務に従事している者は、個人情報保護に関する法律を遵守し、個人情報が保護されるような必要な措置を講じなければならないことなどを定めております。

第21条は、委任について規定しております。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるということで、利根町健康増進等複合施設管理規則（案）を参考資料として添付しております。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとしております。

附則の第2項として、利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正するものがございます。別表に14として、利根町健康増進等複合施設条例を加えるものがございます。

続きまして、議案第65号の参考資料、利根町健康増進等複合施設管理規則（案）について御説明申し上げます。

第1条は、趣旨について規定しております。

第2条は、開館時間について規定しております。開館時間は午前9時から午後7時までとし、キッズルームの閉館時間は午後5時まででございます。

第3条は、休館日について規定しております。休館日は、月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、12月29日から翌年1月3日まででございます。

第4条は、施設の予約受付時期等について規定しております。予約は、利根町の住民及び団体は利用日の3か月前の月の初日から、それ以外の者については利用日の属する月の1か月前の月の初日からとしております。

第5条は、利用許可の申請手続等について規定しております。申請手続が必要な施設は、スタジオ、多目的室、調理室、団体で利用するeスポーツベースで、それ以外の施設は申請の必要はございません。

第6条から第9条までは指定管理についての規定となりまして、第6条は指定管理者の指定申請について、第7条は指定管理者の指定通知について、第8条は協定の締結について、第9条は指定管理者の指定取消し等についてでございます。

第10条は、庶務について規定しております。複合施設の庶務は、保健福祉センターにおいて処理いたします。

第11条は、委任について規定しております。

附則として、規則の施行期日でございますが、利根町健康増進等複合施設条例の附則第1項で、条例の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとなっておりますが、開館日がまだ決まっていないため、空欄となっております。

議案第65号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分とします。

午前10時49分休憩

午前11時05分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第66号について、木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、議案第66号 利根町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にございますように、基金の効果的運用を図ることを目的に、果実運用型基金から取崩し型基金に改めたいので、提案するものでございます。

利根町地域福祉基金につきましては、平成3年6月3日付自治政第56号・厚生省発政第17号、自治・厚生事務次官通知、高齢者保健福祉推進特別事業についてにより、基金の設置が行われております。基金設置に関わる財源につきましては、平成3年度から平成5年度までの3か年の地方交付税により措置されております。設置当時につきましては、基金

の元金を取り崩すことなく、預金利子などの運用益を事業へ用いることとされておりましたが、その後、金利の低い状況が続いておりまして、運用益が発生しない状況となっております。このような背景から、基金を取崩し型に改めるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、「高齢者保健福祉」の文言を「福祉」に改めます。こちらは、基金の使途につきまして、高齢者保健福祉に限定せず、広く福祉全般に活用できるようするものでございます。

次に、現行の第5条の後に、「第6条 基金は、第1条の目的に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。」という1条を加え、現行の第6条を第7条とするものでございます。こちらが基金の処分条項となりまして、取崩しを可能にする根拠条文となります。

最後に、附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第67号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 議案第67号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明いたします。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、国民健康保険制度の安定的な運営のため、国で進めている将来的な県内の保険料水準の統一に向け、国民健康保険財政の収支状況を考慮し、段階的な保険税率及び保険税額の見直しを図るため、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

申し訳ございませんが、飛びまして、5ページをお願いいたします。

下段の表になります。こちらは、国民健康保険税の三つある課税区分それぞれの税率及び税額を規定している表になります。

一つ目に、別表第1、こちらは基礎課税区分で、所得割の率を「100分の5.0」から「100分の6.0」に、被保険者均等割の額を「2万8,000円」から「3万9,900円」に改正するものでございます。

二つ目に、別表2、こちらは後期高齢者支援金課税区分で、所得割の率を「100分の2.5」から「100分の3.0」に、次の6ページになります、被保険者均等割の額を「1万3,400円」から「1万6,800円」に改正するものでございます。

三つ目に、別表3、こちらは介護納付金課税区分で、所得割の率を「100分の1.8」から「100分の2.0」に、被保険者均等割の額を「1万6,200円」から「2万800円」に改正するものでございます。

次に、また申し訳ございませんが、1ページにお戻りください。

第21条は、国民健康保険税の減額に関する規定になります。ただいま御説明いたしました三つの課税区分ごとの均等割額が改正されたことに伴い、減額する額を改正するものでございます。

まず、第1項は、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額に関する規定で、各号に定めている減額する額を改正するものです。

第1号は、次の2ページにまたがり、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の7割軽減に関する規定、同号アは、基礎課税額の1人当たりの減額する額を「1万9,600円」から「2万7,930円」に改め、同号イは、後期高齢者支援金等課税額の1人当たりの減額する額を「9,380円」から「1万1,760円」に改め、同号ウは、介護納付金課税額の1人当たりの減額する額を「1万1,340円」から「1万4,560円」に改めます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2号は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の5割軽減額に関する規定で、同号アは、基礎課税額の1人当たりの減額する額を「1万4,000円」から「1万9,950円」に改め、同号イは、後期高齢者支援金等課税額の1人当たりの減額する額を「6,700円」から「8,400円」に改め、同号ウは、介護納付金課税額の1人当たりの減額する額を「8,100円」から「1万400円」に改めます。

第3号は、次の4ページにまたがり、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の2割軽減に関する規定で、同号アは、基礎課税額の1人当たりの減額する額を「5,600円」から「7,980円」に改め、同号イは、後期高齢者支援金等課税額の1人当たりの減額する額を「2,680円」から「3,360円」に改め、同号ウは、介護納付金課税額の1人当たりの減額する額を「3,240円」から「4,160円」に改めます。

次に、第2項は、世帯内の二十歳以下の被保険者に対する国民健康保険税の減額に関する規定で、先ほどまでの第1項と同様に、各号で定められている減額する額を改正するものです。

第1号は、次の5ページにまたがり、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額の5割軽減額に関する規定で、同号アは、前項第1号アで7割軽減した金額から減額する額を「4,200円」から「5,985円」に改め、同号イは、前項第2号アで5割軽減した金額から減額する額を「7,000円」から「9,975円」に改め、同号ウは、前項第3号アで2割軽減した金額から減額する額を「1万1,200円」から「1万5,960円」に改め、同号エは、前項第1号から第3号で軽減の対象にならなかった被保険者の減額する額を「1万4,000円」から「1万9,950円」に改めます。

第2号は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の5割軽減額に関する規定で、同号アは、前項第1号イで7割軽減した金額から減額する額を「2,010円」から「2,520円」に改め、同号イは、前項第2号イで5割軽減した金額から減額する額を「3,350円」から「4,200円」に改め、同号ウは、前項第3号イで2割軽

減した金額から減額する額を「5,360円」から「6,720円」に改め、同号エは、前項第1号から第3号で軽減の対象にならなかった被保険者の減額する額を「6,700円」から「8,400円」に改めます。

次に、6ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項は施行期日となり、この条例は、来年度の令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分となり、この条例による改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

議案第67号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第68号について、亀谷防災危機管理課長。

〔防災危機管理課長亀谷英一君登壇〕

○防災危機管理課長（亀谷英一君） それでは、議案第68号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、災害の頻発・激甚化による消防団員の負担の増加等を踏まえ、総務省消防庁が新たに定めた非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第12条の団員の報酬でございますが、第1項表中の報酬区分を削除し、「報酬額」を「年額報酬」に改めます。

次に、副分団長以下の年額報酬ですが、まず一番下の団員につきましては、総務省消防庁が示す報酬基準の標準額に合わせ、「1万7,000円」から「3万6,500円」に改めるものでございます。それに伴いまして、近隣市町村の年額報酬を考慮し、副分団長の年額報酬を「3万3,000円」から「4万2,000円」に、部長及び班長の年額報酬を「2万7,000円」から「3万7,000円」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

同条第2項につきましては、「報酬は、団員が年の途中において任命されたとき又は退職、失職、休団若しくは死亡によりその職を離れたときは、月割により支給する。」を追加し、規定するものでございます。

次に、第13条の費用弁償につきましては、第1項及び第3項を表に改め、区分・単位・金額にまとめております。その中で、区分、水火災の場合につきましては、総務省消防庁が示す出動報酬の標準額に合わせ、「1回につき2万4,000円」から「1回4時間未満を4,000円」、「4時間以上を8,000円」に改めるものでございます。

次に、同条第2項ですが、団長は「助役相当職の助役相当職」を削除し、団長を「一般

職 6 級相当職」に改め、そのほか副分団長，本部長，本部員，分団長は，「一般職 8 級相当職」を「一般職 6 級相当職」に改めるものでございます。

最後に，附則といたしまして，この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第 64 号から議案第 68 号までの 5 件は，議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，今定例会最終日の 12 月 10 日に質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第 11，議案第 69 号 令和 6 年度利根町一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 16，議案第 74 号 令和 6 年度利根町下水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 6 件を一括議題とし，補足説明を求めます。

まず，議案第 69 号について，木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは，議案第 69 号 令和 6 年度利根町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして補足して御説明申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表，債務負担行為補正でございます。

今回計上している事項につきましては，令和 7 年度当初より業務が開始されることに伴い，今年度中に契約等の事務処理が必要なものがほとんどになります。こちらほとんどの事項につきましては例年どおりとなりますので，新規追加となる主なものにつきまして御説明申し上げます。

10 ページをお願いいたします。

下から 2 番目，公用車賃貸借（保健福祉センター）でございますが，保健福祉センターで管理している軽自動車 1 台について経年により，普通乗用車 1 台へ賃貸借にて入替えを行うものでございます。期間は，60 か月となります。

11 ページをお願いいたします。

一番下の健康増進等複合施設運営委託は，旧文小学校の健康増進等複合施設への移行に伴い，施設維持運営に係る各種委託料，消耗品，必要人員雇用の人件費等となってございます。当該委託につきましては，指定管理者の選定を予定しております。

例年計上の経常的な事業以外の主なものにつきましては，以上 2 点となります。

次に，19 ページをお願いいたします。

第 3 表，地方債補正でございます。

過疎対策事業債でございますが、起債限度額1,350万円減額し、8億7,280万円とするものでございます。こちらは、今補正で減額している各事業への起債充当額となります。詳しくは、各事業におきまして御説明のほうをいたします。

23ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款14国庫支出金，項1国庫負担金，目1民生費国庫負担金，子どものための教育・保育給付費交付金は2,719万6,000円の増で，入所児童数の増加及び公定価格が上がったことによるものでございます。

項2国庫補助金，目6消防費国庫補助金，消防団施設整備費補助金は173万9,000円の減額で，ＩＰ無線機等の購入を予定してございましたが補助採択されなかったことによる減額でございます。

款15県支出金，項1県負担金，目1民生費県負担金，節3後期高齢者医療費負担金，保険基盤安定負担金は599万8,000円の減額で，決定額が当初見込みより減少したことによるものでございます。

節4児童福祉費負担金，子どものための教育・保育給付費負担金は，先ほど国庫負担金で御説明いたしましたとおりでございます。

項2県補助金，目2民生費補助金，子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金についても同じで，こちらは1号認定施設給付費の地方単独費用部分になります。

目3衛生費県補助金，予防接種事故対策費補助金は8,000円の増，予防接種事故障害年金に係る給付費引上げに伴う計上でございます。

目4農林水産業費県補助金，農地集積・集約化対策推進交付金は17万9,000円の減，県の内示額により減額するものでございます。

款17寄附金，項1寄附金，目1一般寄附金は1,020万3,000円を増額するもので，東京都在住の渡邊道雄様より1,000万円，明治安田生命保険相互会社様より20万3,000円の寄附を受けての増額となります。

款18繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は5,798万5,000円の増，今補正の財源調整分となります。

目4がんばる利根町応援基金繰入金は7万9,000円の減，こちらは充当事業額の確定による減額でございます。敬老会事業で4万7,000円，小学校助成事業で3万2,000円を減額してございます。

目8利根町防災基金繰入金は21万4,000円の減，充当事業の防災施設費，かまどベンチ購入額の確定によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款20諸収入，項3雑入，目3雑入，節5消防団員退職報償金は12万円の減，今年度退職団員の確定による減額でございます。

節 7 雑入，雇用保険料個人負担金立替分は 2 万 2,000 円の減，子育て支援課におきまして予算措置いたしました会計年度任用職員，社会福祉士につきまして，令和 7 年度から正職員の雇用に当たり，雇用を見送ったことによるものでございます。

款 21 町債，項 1 町債，目 2 過疎対策事業債は，先ほど第 3 表にて御説明いたしましたとおり，過疎対策事業債の充当事業，事業費減額によるもので 1,350 万円を減額いたします。内訳でございますが，町道整備事業で 800 万円，生涯学習施設整備事業で 220 万円，学校施設整備事業で 330 万円，それぞれ減額となります。

25 ページをお願いいたします。

続きまして，歳出でございます。

まず，職員給与費につきましては，育児休暇等，休暇の延長や各種手当の移動，人事異動等により項目間の調整を行っていることによるものでございますので，説明のほうは割愛させていただきます。

款 1 議会費，項 1 議会費，目 1 議会費，事務局費は，印刷製本費 32 万円の減で，議会広報印刷製本費の契約差金になります。

26 ページをお願いいたします。

款 2 総務費，項 1 総務管理費，目 5 財産管理費，町有財産管理，取手市医師会貸付地負担金 20 万 1,000 円の増で，取手市医師会病院の貸付地におきましてナラ枯れを伴う伐採が必要となったため，取手市，守谷市と合わせて負担金を支出するものでございます。利根町の負担割合は，事業費の 8.72% となります。

共用備品管理，役務費 13 万 9,000 円及び公課費 7,000 円の増は，今年度，日本消防協会より消防団車両が寄贈されることに伴う登録諸費用等になります。

目 7 地域振興費，地域振興事業は，役務費 3 万 2,000 円の増，こちらは町制施行 60 周年記念時に 10 年後に手紙を送付する記念事業，こちらによりお預かりしている手紙につきまして，10 月の郵便料金値上げ分の切手を追加貼付して送付するために計上いたします。

目 8 交通安全防犯対策費，交通災害共済加入推進費は，県民交通災害共済電算業務委託 4 万 4,000 円の減額で，委託料の確定に伴うものでございます。

27 ページをお願いいたします。

項 2 徴税費，目 2 賦課徴収費，住民税等賦課事務費は，会計年度任用職員の町県民税課税準備事務員報酬で 53 万 4,000 円の増，職員育児休業に伴い，従前より時間数を増加して対応するものでございます。

固定資産税賦課事務費，土地評価資料作成業務委託は，契約差金 163 万 6,000 円の減，固定資産管理支援システム利用料は，現在導入している登記履歴台帳システムを継続利用することとしたため入替時の新規導入時の経費が不要となったことから，35 万 9,000 円を減額するものでございます。

28 ページをお願いいたします。

項 3 戸籍住民登録費，目 1 戸籍住民登録費，戸籍事務費は，戸籍電算化システム賃借料で27万6,000円の増，当初予算編成時に消費税抜きの金額で予算計上していたため，今回消費税分を増額補正するものでございます。

住民登録費は，住基ネットシステム機器使用料2,000円の増，導入時期見直しによりメモリー増設分のハードウェア使用料を2か月延長するものです。また，住民情報システム機器賃借料（住基ネットワークシステム）は62万7,000円の減，こちらも導入時期見直しにより2か月延長で増額となりますが，当初予算編成時に見積りを過大計上していたことから，全体として減額となっております。

個人番号カード交付事業は，会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当で，当初見込みより勤務時間が増加したことによるものでございまして，報酬で5万5,000円，期末勤勉手当で4万8,000円の増額となります。

29ページにまたがりますが，顔認証システム用機器使用料は，更新時期見直しによりまして新規導入経費が減，再リース期間延長により増となりますが，全体といたしましては5万1,000円の減額となります。

款 3 民生費，項 1 社会福祉費，目 1 社会福祉総務費，障害者手帳診断手数料補助事業，障害者手帳交付診断料補助金は8万円の増，申請件数が当初見込みを上回ることが予想されるため，増額するものでございます。

30ページにまたがります。自立支援医療事業，過年度障害者医療国庫負担金返還金は257万6,000円の増で，令和5年度の自立支援医療給付費確定により過大交付分を国へ返還するものでございます。

障害者福祉サービス事業につきましても，過年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金306万1,000円及び過年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金2,089万9,000円，ともに令和5年度実績額確定に伴う過大交付分を国へ返還するものでございます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業は，購入補助金となりますが，特殊補聴器の申請予定額が予算措置額を上回るため，不足分の6万3,000円を補正するものでございます。

特別児童扶養手当進達事業は，過年度特別児童扶養手当事務取扱交付金返還金で1万円，こちらも令和5年度実績額確定により過大交付分を返還するものでございます。

目 2 老人福祉費，老人福祉週間記念事業は，100歳達成者記念祝金5万円の減，米寿達成者記念祝品1万円の減，ともに今年度の対象者確定による減額でございます。

31ページにまたがります。町制施行70周年記念事業，敬老会余興出演者派遣業務委託4万6,000円の減，事業費確定による契約差金となります。

目 4 医療総務費，国民健康保険特別会計繰出金は，事業勘定繰出金84万6,000円の減で，国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で説明があると思いますが，国保電算業務委託及び国民健康保険システム機器経費の減額，こちらは契約差金によるものでございます。

目 5 医療福祉費，医療福祉事業は，過年度医療福祉費県補助金返還金227万2,000円で，

令和５年度実績額確定により過大交付分を返還するものでございます。

目７介護保険費，介護保険特別会計繰出金は929万8,000円の増で，こちらも介護保険特別会計補正予算（第２号）で御説明のほうがあると思いますが，介護給付費補正に伴う町負担分が994万8,000円の増，総務管理費，認定調査等費の事務費分が65万円の減となっております。

31ページにまたがります。目９保健福祉センター費，保健福祉センター運営事業でありますが，役務費手数料で10万8,000円の増，こちらは旧文小学校へ開設の健康増進等複合施設へ現在保健福祉センターに設置されている健康運動器具を運搬，設置する手数料となります。当初は職員で実施予定でしたが，器具の重量，こちらが重いことから，職員の安全性，器具の保護を鑑み，専門の業者に依頼することと変更したものでございます。

目10後期高齢者医療費，後期高齢者医療特別会計繰出金1,160万4,000円の増で，こちらも後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）にて御説明いたしますが，令和５年度の各種負担金の確定に伴う納付金となります。

33ページをお願いいたします。

項２児童福祉費，目１児童福祉総務費，要保護児童対策事業は，過年度子ども子育て支援交付金返還金（子育て短期支援事業分）で５万3,000円の増，令和５年度実績額確定に伴う過大交付分の返還となります。

目２児童措置費，保育所委託料支給事業は，保育所委託料で1,771万9,000円の増，歳入でも御説明いたしましたが，入所児童数の増加及び公定価格が上がったことによるものでございます。

保育所等補助金事業は，過年度子ども子育て支援交付金返還金（保育所等補助金事業分）で137万8,000円の増，延長保育，病児保育，実費徴収に係る補足給付，一時預かりの各事業の令和５年度実績額確定により過大交付分を返還するものでございます。

施設型給付費支給事業，施設型給付費は，入所児童数が当初見込みを上回っており，2,987万3,000円を増額するものでございます。

地域型保育給付費支給事業，地域型保育給付費につきましても，入所児童数が当初見込みを上回っていることから，332万4,000円を増額するものでございます。

目３児童福祉施設費，児童遊具設置保守事業は，集会所遊具撤去工事48万4,000円を減額するもので，当初撤去予定だった遊具につきましてまだ使用できる遊具であることが確認できたことから，減額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

目４放課後児童健全育成事業費，放課後児童対策事業は，過年度子ども子育て支援交付金返還金（放課後児童健全育成事業分）で12万6,000円の増，こちらも令和５年度の実績額確定による過大交付分の返還金となります。

款４衛生費，項１保健衛生費，目１保健衛生総務費，母子保健事業，報酬から旅費まで

でございますが、こちらは子育て支援課内のこども家庭センターに配置予定だった社会福祉士の会計年度任用職員につきまして、来年度新規採用職員が配置予定となったことから、今年度の採用を見送ったことによる関連費用の減額となります。総額で446万6,000円の減額となります。

次の過年度未熟児養育医療費等国庫負担金返還金は8万4,000円の増、令和5年度実績額確定による過大交付分の返還となります。

目2予防費、予防接種事業は、予防接種事故障害年金が1万2,000円の増で、こちらは令和6年4月1日から給付額が引上げになったことに伴うものでございます。また、過年度感染症予防事業等補助金返還金は、緊急風疹抗体検査等事業の令和5年度実績額確定により過大交付分の返還金32万4,000円となっておりましてございます。

36ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は、歳入で御説明いたしました農地集積集約化対策交付金17万9,000円の減額に伴う財源の組替えでございます。

目5農地費、用悪水路管理事業は、水路盛土工事で105万6,000円の増、こちらは押戸地区内の水路に隣接する道路ののり面崩壊が進行し危険なため、水路の盛土工事を実施するものでございます。

37ページをお願いいたします。

款7土木費、項1道路橋梁費、目2道路維持費、道路工事事業、舗装修繕工事（町道108号線）は800万円の減額です。こちらは、県が行う隣接する県道千葉竜ヶ崎線の排水工事完了後に発注のほうを予定してございましたが、当該工事の完了の見通しが立っていないことから今年度の工事を見送り、減額するものでございます。財源の過疎対策事業債も、同額減額してございます。

項3都市計画費、目3下水道費、公共下水道事業会計負担金は83万5,000円の減、下水道事業会計の3条他会計負担分で、分流式下水道における減価償却額等の確定による負担金の減額となります。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、消防団費は、今年度退職者の確定により、退職報償金12万円の減、38ページのほうにまたがりませんが、消防団員健康診断委託30万6,000円の減、こちらは今年度受診者数の確定によるものでございます。また、備品購入費の女性消防団員用制服6万1,000円の減は、入団者が見込まれないため、負・補・交の消防学校指導員養成科入校負担金は2万7,000円の減、当該入校団員がいないため、それぞれ減額をするものでございます。

目5防災費、防災施設費は、歳入のほうでも御説明いたしましたが、消防団設備整備費補助金の不採択により、購入予定だったIP無線機491万4,000円とその無線の基本利用料19万2,000円をそれぞれ減額しております。また、かまどベンチは21万3,000円の減、こちらは旧布川小学校グラウンドに整備しましたかまどベンチの契約差金となります。

39ページをお願いいたします。

款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費，学校給食運営事業，賄材料費115万7,000円の増，学校給食用米の供給価格が10月より改定となったことにより，増額するものでございます。

項2小学校費，目1学校管理費，小学校施設管理事業は，利根小学校給食室塗装工事18万7,000円の減，工事完了による契約差金となります。また，財源の過疎対策事業債も減額となっております。

目2教育振興費，小学校教育助成事業は3万1,000円の減，利根小学校サッカーゴール購入の契約差金となります。

目3学校給食費，小学校給食設備管理事業は，こちら40ページのほうにまたがりませんが，利根小学校給食室真空冷却器更新工事で33万円の減額となります。こちらも契約差金で，財源の過疎対策事業債も同時に減額してございます。

項3中学校費，目1学校管理費，中学校施設管理事業は，利根中学校図書室改修工事で275万円の減額，同じく工事完了による契約差金となり，財源の過疎対策事業債も減額してございます。

目2教育振興費，中学校教育助成事業は，消耗品費で282万2,000円の増，こちらは令和7年度に中学校で使用する教科書が改訂されることに伴い，教師用指導書の入替えが必要となったためでございます。

目3学校給食費，中学校給食運営事業は，グリストラップ清掃業務委託12万1,000円の減額で，こちらも契約差金によるものでございます。

41ページをお願いいたします。

項4社会教育費，目8図書館費，図書館管理・運営事業は，図書館火災受信機更新工事220万円の減額です。令和5年9月実施の点検で通信エラーが出たため，更新工事を予定しておりましたが，その後，令和6年2月及び9月の点検において異常が見られず正常作動していることから，今年度の工事実施を見送るものでございます。こちらにつきましても，過疎対策事業債を財源としていることから，同じく減額してございます。

款10公債費，項1公債費，目1元金，公債費元金償還金，災害援護資金貸付事業債は66万3,000円の減額で，令和7年3月の償還額確定に伴い減額するものでございます。

款11諸支出金，項1基金費，目8利根町公共公益施設維持整備基金費，基金積立金で1,000万円の増，歳入で御説明いたしました一般寄附金のうち，渡邊様より頂きました1,000万円をこちらに積み立てるものでございます。

以上，議案第69号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足して御説明のほう申し上げました。

○議長（大越勇一君） 次に，議案第70号について，松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第70号 令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表になります。こちらは、令和7年4月より業務を実施したいため債務負担を行うもので、事項、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございまして、4月1日から経常的に実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございしますが、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、この後、歳出で御説明いたしますが、契約差金分を減額するものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、今回の補正の歳入歳出の差額を基金から取り崩すものでございます。

続きまして、歳出でございしますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、歳入で御説明いたしました委託料と使用料及び賃借料の契約差金を減額するものでございます。

次に、款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金は、前年度の特別交付金の確定に伴い返還金が発生したため、茨城県へ返還するものでございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。

こちらは事業勘定と同様に、令和7年4月から業務を実施したいため債務負担を行うもので、事項、期間、限度額はそれぞれ記載のとおりでございまして、4月1日から経常的に実施するものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございしますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、今回の補正の歳入歳出の差額を基金から取り崩すものでございます。

続きまして、歳出でございしますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、委託料の契約差金を減額するものでございます。

次に、款2医業費、項1医業費、目1医療用機械器具費は、C P A P装置の利用者が当初13名の予定から18名の利用見込みとなるため、増額するものでございます。

議案第70号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第68号及び議案第69号の補足説明の一部訂正について、防災危機管理課長並びに財政課長より発言を求められておりますので、これを許します。

亀谷防災危機管理課長。

〔防災危機管理課長亀谷英一君登壇〕

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 午前中の議案第68号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明の中で、第13条の費用弁償のところで、現行の水火災時の費用弁償を1回につき「2,400円」を「2万4,000円」と発言してしまいました。正しくは「2,400円」でございます。

大変失礼いたしました。

○議長（大越勇一君） 次に、木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） 議案第69号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第7号）の補足説明の中で、議案書32ページ上段になります。款3民生費、項1社会福祉費、目10後期高齢者医療費の中の後期高齢者医療特別会計繰出金、本来であれば「1,160万3,000円」と申し上げるところ「1,160万4,000円」と発言してございました。正しくは「1,160万3,000円」でございます。議案書のとおりになります。

訂正しておわび申し上げます。失礼いたしました。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第71号について、雑賀生活環境課長。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第71号 令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）について補足して御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

第1表になります。こちらは、令和7年4月より業務を実施したいため、債務負担行為を行うものでございます。

霊園管理システム賃借料は、霊園使用情報を管理するための機器の賃借で、期間といたしましては令和6年度から令和11年度まで、限度額は62万7,000円でございます。

次に、利根町営霊園環境整備業務委託は、霊園内の清掃及び除草等の業務委託で、期間といたしましては令和6年度から令和7年度まで、限度額は404万2,000円でございます。

議案第71号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第72号について、服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） 議案第72号 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

介護事業所台帳管理システム保守業務委託でございますが、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は36万3,000円とするものでございます。

次に、地域包括支援センターシステム保守業務委託でございますが、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は50万5,000円とするものでございます。

次に、認知症地域支援推進員設置事業業務委託でございますが、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は49万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

今回の補正予算の内容についてでございますが、主に介護サービス給付費が当初の見込みより増えるために不足する額、歳入歳出それぞれ7,894万円を増額するものでございます。

歳入の款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、1,311万8,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の国が負担する20%分及び施設介護サービス費の国負担分15%分の合計金額となっております。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金でございますが、2,148万9,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護サービス費の支払基金が負担する27%分の交付金となっております。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金でございますが、1,274万8,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の県が負担する12.5%分及び施設介護サービス費の県負担分17.5%分の合計金額となっております。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金でございますが、994万8,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の12.5%に相当する額を町が負担するものでございます。

次に、目2一般会計繰入金でございますが、65万円を減額するものでございます。こちらは、主に介護認定調査員として会計年度任用職員2名を雇用する予定でしたが、1名分となったため、減額するものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金でございますが、2,228万7,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する額の第1号被保険者負担分の繰入金となっております。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

款 1 総務費，項 1 総務管理費，目 1 一般管理費でございますが，4 万 7,000 円を増額するものでございます。こちらは，高齢者保健福祉・介護保険運営協議会の開催を追加で 1 回開催する予定のため，委員謝金及び保険料を増額するものでございます。

次に，項 2 介護認定調査等費，目 1 認定調査等費でございますが，69 万 7,000 円を減額するものでございます。内容につきましては，節 1 報酬で 79 万 8,000 円を減額するものでございます。こちらは，介護認定調査員として会計年度任用職員を 2 名を雇用する予定でしたが 1 名の採用がなかったため，減額するものでございます。

次に，節 8 旅費でございますが，3 万円を減額するものでございます。こちらも同様に，会計年度任用職員 1 名の採用がなかったため，通勤費を減額するものでございます。

次に，節 12 委託料でございますが，13 万 1,000 円を増額するものでございます。こちらは，介護認定調査の一部を外部に委託しておりまして，要介護認定申請件数の増加に伴い，委託件数が見込みを上回るため，増額するものでございます。

次に，8 ページ下段から 10 ページまでの款 2 保険給付費の補正につきましては，給付費が当初の見込みを上回るため，増額するものでございます。

主なものについて御説明させていただきます。

まず，8 ページ下段でございますが，項 1 介護サービス等諸費，目 1 居宅介護サービス給付費でございますが，320 万円を増額するものでございます。こちらは，要介護 1 から要介護 5 の認定を受けている方が，デイサービスやホームヘルプサービス，ショートステイ，福祉用具レンタルなど，在宅でサービスを利用した際の給付費でございますが，サービス受給者が増えていることにより，増額するものでございます。

続きまして，9 ページをお願いします。

次に，目 2 地域密着型介護サービス給付費でございますが，950 万円を増額するものでございます。こちらは，グループホームや小規模の特別養護老人ホーム等を利用した際の給付費でございますが，給付費が見込みを上回るため，増額するものでございます。

次に，目 4 施設介護サービス給付費でございますが，5,600 万円を増額するものでございます。こちらは，特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設入所者の介護サービスの受給者数が増えていることにより，増額するものでございます。

続きまして，10 ページをお願いします。

項 2 介護予防サービス等諸費，目 1 介護予防サービス給付費でございますが，460 万円を増額するものでございます。こちらは，要支援認定者数の増加に伴い当初の見込額を上回るため，増額するものでございます。

次に，項 4 高額介護サービス等費，目 1 高額介護サービス費でございますが，400 万円を増額するものでございます。こちらは，1 人当たりの支給額の増に伴い当初の見込額を上回るため，増額するものでございます。

次に，項 6 特定入所者介護サービス等費，目 2 特例特定入所者介護サービス費でござい

ますが、58万円を増額するものでございます。こちらは、基準該当居宅介護サービスのショートステイを利用する方の食費と居住費の負担限度額を超えた額を給付するもので、当初の額を上回るため、増額するものでございます。

議案第72号 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第73号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第73号 令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして補足して御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表になります。こちらは、令和7年4月より業務を実施したいため、債務負担を行うものでございます。左から、事項、後期高齢者医療で使用する住民情報システム機器賃貸借で、期間は令和6年度から令和7年度までで、限度額は115万円となります。

次に、最後の5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1後期高齢者医療繰入金で、こちらは前年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴い、追加納付分を一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、目3保険基盤安定繰入金は、今年度の保険料軽減分の広域連合への納付金の確定に伴う減額でございます。

次に、款5諸収入、項3目3雑入で、こちらは前年度の後期高齢者医療保険料等負担金の確定に伴う精算金でございます。

次に、歳出でございますが、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金で、こちらは歳入で御説明いたしました、今年度の保険料軽減分の広域連合への納付金の確定に伴う減額分と、前年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の追加納付分を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

議案第73号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第74号について、雑賀生活環境課長。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第74号 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第2号）について補足して御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和6年度利根町下水道事業会計補正の予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正。

第3条、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正につきましては、13ページからの補正予算事項別明細書で御説明いたします。

第4条、債務負担行為。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。消費税申告支援業務委託、限度額49万5,000円、ポンプ施設点検管理業務委託、限度額138万円、下水道公営企業会計支援業務委託、限度額239万6,000円。期間は、いずれも令和6年度から令和7年度まででございます。

次に、13ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計負担金83万5,000円を減額するもので、主に長期前受金戻入及び減価償却費の額が確定したことに伴いまして、一般会計からの負担金を減額するものでございます。

次に、目5長期前受金戻入28万4,000円を増額するもので、節、他会計補助金戻入から県補助金戻入までの確定によるものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

支出につきましては、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5総係費3万3,000円を増額するもので、下水道事業運営協議会の会議開催が増えることに伴い、報酬を増額するものでございます。

次に、目7減価償却費58万4,000円を減額するもので、節、有形固定資産減価償却費及び無形固定資産減価償却費の確定によるものでございます。

また、4ページ以降12ページまでの補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、補正予算給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、注記につきましては、今回の補正予算に伴う議決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、こちらも御参照いただければと思います。

議案第74号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第69号から議案第74号までの6件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第17、議案第75号 利根町教育委員会委員の任命についてから日程第25、議案第83号 利根町農業委員会委員の任命についてまでの9件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第75号について、大越学校教育課長。

〔学校教育課長大越聖之君登壇〕

○学校教育課長（大越聖之君） 議案第75号 利根町教育委員会委員の任命につきまして補足して御説明いたします。

本案は、委員の任期満了に伴うもので、現任委員を再任するものでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得るため、提案するものでございます。

氏名、巻島 久、住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

なお、略歴等につきましては、参考資料のほうを御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第76号から議案第83号について、飯島農業委員会事務局長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長飯島 弘君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（飯島 弘君） 議案第76号 利根町農業委員会委員の任命についてから議案第83号 利根町農業委員会委員の任命について補足して御説明申し上げます。

利根町農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町長が議会の同意を得て任命するものでございます。現委員の任期は、令和7年3月31日までとなっておりますので、新たに利根町農業委員会委員の任命について提案するもので、任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

議案第76号 利根町農業委員会委員の任命については、杉野壽一氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第77号 利根町農業委員会委員の任命については、石塚 梢氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第78号 利根町農業委員会委員の任命については、杉山 操氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第79号 利根町農業委員会委員の任命については、古谷正昭氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第80号 利根町農業委員会委員の任命については、川村進一氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第81号 利根町農業委員会委員の任命については、高橋和子氏を任命したいので、

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第82号 利根町農業委員会委員の任命については、本谷和代氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第83号 利根町農業委員会委員の任命については、飯嶋富雄氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書に添付しております参考資料を御参照いただければと思います。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第75号から議案第83号までの9件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第26、議案第84号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題とし、補足説明を求めます。

鈴木税務課長。

〔税務課長鈴木 壮君登壇〕

○税務課長（鈴木 壮君） それでは、議案第84号 茨城租税債権管理機構規約の変更について補足して御説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由にもありますように、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税については令和6年度から市町村が個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を賦課徴収することになったことから、茨城県内全市町村を構成団体とする茨城租税債権管理機構の規約を変更することにつきまして協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

改正箇所は、第3条、機構の共同処理をする事務についてでございます。

茨城租税債権管理機構の事務について、これまでの地方税に係る滞納事案に加え、国税である森林環境税につきましても事務処理を行うことから、地方税及び国税に係る滞納事案に規定を改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日は令和7年7月1日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第84号は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第27、請願第2号 利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願を議題とします。

この件は、9月2日の令和6年第3回定例会本会議において、請願審査特別委員会に付託しております。委員長から、会議規則第94条第1項の規定により、請願審査報告書が提出されておりますので、タブレットにその写しを掲載しております。

ここで、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

山崎誠一郎請願審査特別委員会委員長。

〔請願審査特別委員会委員長山崎誠一郎君登壇〕

○請願審査特別委員会委員長（山崎誠一郎君） 請願審査特別委員会委員長の山崎でございます。

それでは、請願審査特別委員会に付託されました請願の審査経過及び結果について御報告いたします。

本委員会は、9月2日開会の令和6年第3回定例会本会議において設置され、請願第2号 利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願について、付託されたものでございます。

請願審査特別委員会は、令和6年9月9日から11月11日までの間、計7回開催いたしました。審査については、町執行部の説明及び参考人からの意見聴取を行い、積極的な質疑応答がなされ、慎重なる審査を重ねてまいりました。

そして、最後の開催となりました11月11日開催の委員会での採決が行われました。採決の結果は、不採択が船川委員の1名、採択が五十嵐委員、新井委員、峯山委員、佐藤委員、本谷委員、山崎敬子委員の6名の賛成多数で採択するものと決定いたしました。なお、井原委員は欠席でございました。

以上をもって当委員会は閉会となりますが、この結果を踏まえまして、今後は行政サイドにおいて慎重かつスピーディーな対応を期待するものでございます。

以上、会議規則第77号の規定により、委員長報告といたします。以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が委員のため省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから、請願第2号 利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締切ります。

賛成多数です。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第28、請願第3号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願及び日程第29、請願第4号 利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書採択を求める請願の2件を議題とします。

本案2件については、タブレットに掲載した請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託することとします。

なお、厚生文教常任委員会の日程は、タブレットに掲載したとおりです。

十分なる審査の上、今定例会最終日の12月10日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 日程第30、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月3日は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月4日の午前10時から開きます。
本日は、これで散会いたします。
お疲れさまでした。

午後2時07分散会